



第3章

**学校、家庭、地域・社会が
相互に連携・協力して子供を育てる**

第3章

学校、家庭、地域、社会が相互に連携・協力して子供を育てる

基本的な方針 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

現状と課題

情報技術の革新により、社会のグローバル化、ボーダーレス化が急速に進むとともに、社会の在り方そのものが変革しつつある現代社会においては、現在の高校生が活躍する将来の社会の在り方を見通すことが困難な状況にあります。一方で、社会がどのように変化するとしても、高等学校教育の役割が、生徒を社会人として自立した人間へと育成することであることには変わりはありません。そして、そのためには、社会の変化を前向きに受け止めつつ、自らも学び、成長し続ける意欲をもって主体的に社会に参画し、新しい価値を創造することができる能力を身に付けさせることが不可欠となります。

東京都教育委員会においては、これまでも「都立高校改革」を進めてきました。

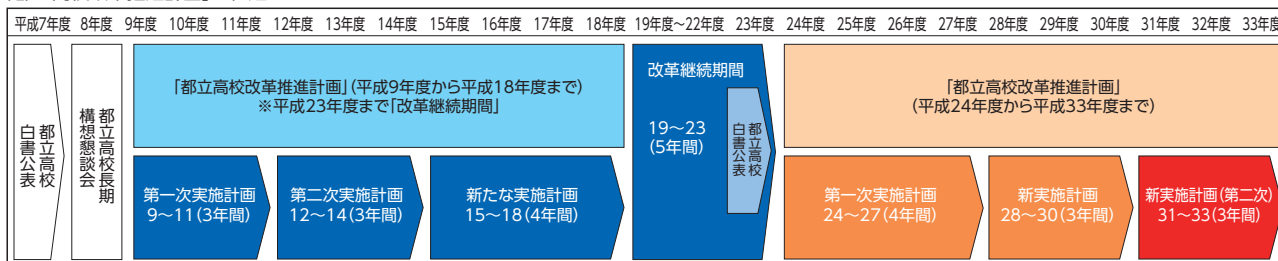
平成9年9月に、10年間の長期計画である「都立高校改革推進計画」を策定し、生徒の多様化や急激な生徒数の減少等に対応してきました。また、平成24年2月には、それまでの「都立高校改革」の取組の成果検証や高等学校に対する意識調査等も踏まえた上で、新たな「都立高校改革推進計画」を策定し、高等学校が抱える課題の解決に向けて計画的に取り組んできました。

これらの取組により、高等学校においては、多様なニーズに対応した特色ある学校づくりが進み、個々の生徒が、興味・関心、進路希望等に応じて、自らの学びを選択し、自らが思い描く将来に向けて歩み続けるための学びの場としての役割を果たしてきました。

しかし、情報技術の革新や、学習指導要領の改訂、高大接続改革といった国における高等学校教育の改革の動向、さらには、生徒や保護者の高等学校教育へのニーズの多様化等、高等学校を取り巻く環境が大きく変化する中において、高等学校がその役割を果たしていくためには、生徒や保護者が求める高等学校への期待を真摯に受け止め、他の高等学校と切磋琢磨しながら、その期待と信頼に応えるため、更なる取組を進めていかなければなりません。

このため、東京都教育委員会においては、平成30年度に「都立高校改革推進計画」の「新実施計画（第二次）」を策定したところですが、今後、この実施計画に基づいて、生徒の多様なニーズと時代の要請に応える学校づくりを更に推進していく必要があります。

「都立高校改革推進計画」の経過



次代を担う社会的に自立した人間を育成します

【施策の必要性】

東京 2020 大会の開催とその先を見据え、「知」「徳」「体」の調和がとれ、社会人としての自覚や働く意欲をもち、グローバル化や情報化が急速に進む社会で活躍できる人間を育成する必要があります。

【主な施策展開】

▶ 社会的自立に必要となる「知」「徳」「体」の育成

◇「知」に関わる主な施策展開

生徒一人一人の学力の確実な定着を図るため、「都立高校学力スタンダード」に基づく学習指導を引き続き実施するとともに、義務教育段階の基礎的な学力の定着が十分ではない生徒に対して、外部人材を活用した学習支援の充実により、学力の底上げを図ります。また、「読解力」をはじめとした学びの基盤となる力を全ての生徒が身に付けることができるよう調査研究し、つまずきの原因を分析するとともに、より効果的な指導方法や教材等を教育プログラムとして研究・開発することで、学力の底上げを図ります。

さらに、「主体的・対話的で深い学び」の実現など新しい高等学校学習指導要領に対応した教育内容等の実施に向け、効果的な指導方法などの研究開発を一層進めるとともに、その取組を全ての高等学校に普及・展開させます。

加えて、A I やビッグデータ等の I C T 技術を活用し、学校教育の諸課題の解決を目指す「都立学校スマートスクール構想」の実現に向け、実証実験を推進するとともに、無線 L A N 等の I C T 環境の整備を検討します。

理数系トップレベルの人材育成から理数系の素養をもつ生徒の裾野を広げる取組まで、理数教育を幅広く推進します。また、新たな取組として、高等学校に「理数科」を設置します。さらに、生徒の興味・関心等に応じて、専門的な学びに触れる機会の提供や、その学びを大学等における専門的な学びにつなげるため、高等学校と大学との連携を進めます。

◇「徳」に関わる主な施策展開

生徒が道徳的価値の自覚を深め、社会の様々な場面や状況に応じて適切に選択・行動できる能力を育成するとともに、社会人としての基本的なルールやマナーを身に付けるため、授業や日常生活の中でルールを遵守する指導を充実し、規範意識の醸成と公共の精神の涵養を図ります。

また、いじめを防止するための組織的な取組を更に徹底するとともに、様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育（S O S の出し方に関する教育）を推進するなど自殺予防対策に関する取組を徹底します。

さらに、情報通信機器等の発達により、生徒を取り巻く環境が急激に変化している中で、様々な情報を適切に取捨選択し活用する実践力や、情報社会に参画する望ましい態度、犯罪の被害者や加害者にならないための知識を身に付ける指導の充実を図ります。

◇「体」に関わる主な施策展開

基本的な生活習慣・運動習慣の確立に向けた取組等を柱とした総合的な対策を実施し、生徒の体力の向上を図ります。また、運動部活動の一層の活性化や外部指導者の活用により、部活動の振興を図り、国内トップレベルを目指す生徒を育成します。

さらに、「都立学校における健康づくり推進プラン※⁵⁵」を着実に実施し、生徒の健全な心と身体を育成するとともに、薬物乱用の防止に関して指導を徹底します。

▶ グローバルに活躍する人材の育成

英語の4技能「聞く」「話す」「読む」「書く」が確実に身に付くようにするため、個々の生徒へのきめ細かい指導を展開するとともに、外国人指導者の効果的な活用や体験的に英語を使う機会を設定し、実践的な英語力を育成します。

また、海外で学ぶ経験を通じて、広い視野や様々な分野に挑戦する意欲を育むことや、高等学校卒業後の留学や海外大学への進学に対応した学習に取り組ませることにより、世界を舞台に活躍し、日本や東京の未来を担う次世代のリーダーを育成します。

さらに、我が国の伝統や文化とその価値に対する理解を深めるための指導の充実を図ることで、国際社会で主体的に生きる日本人としての自覚と誇りを養うとともに、環境問題など地球規模等の諸課題について、生徒一人一人が自らの課題として考え、解決していくための能力や態度を養い、持続可能な社会づくりの担い手を育成します。

▶ 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」の推進

各高等学校において、学校の特色化に結び付く教育活動を更に充実し、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」のレガシー構築に向けた取組を進めます。

また、東京都の文化プログラムの活用などにより、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」の充実を図るとともに、優れた芸術・文化を鑑賞・体験する取組を促進します。

▶ 社会的・職業的に自立しようとする意識の醸成

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現し、国や社会の様々な問題を自分の問題として捉え、考え、判断することができるよう、主権者意識の醸成を図ります。

また、高い社会貢献意識と実行力を兼ね備えた人間を育成するため、生徒による実践を中心とした防災教育等を展開し、高校生に対する期待や防災に関する社会的

要請に応えるとともに、ボランティア活動に興味・関心のある生徒から編成される「ボランティアサポートチーム」の活動を通して、各高等学校においてボランティア活動を促進します。

▶ 高等学校における特別支援教育の推進

「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づいて、教育環境の整備や指導内容の充実等により発達障害教育を推進します。

生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす 学校づくりを推進します

【施策の必要性】

生徒の能力を最大限に伸ばす教育実践の場の充実に向けて、次代を見据えつつ、生徒や社会のニーズを踏まえながら、既存の学科の改善や新たな学校の設置等に取り組むことが必要です。

【主な施策展開】

▶ 国際色豊かな学校の拡充

将来、世界を舞台に活躍し、東京や日本の未来を担うとともに、東京の発展を支え、リードしていく人材を育成していくため、国際色豊かな教育環境を整備します。

- ・「新国際高等学校（仮称）」の設置
- ・小中高一貫教育校の設置
- ・国際バカロレア教育の充実

▶ 専門高等学校の改善

ものづくり人材など、社会の変化と期待に応える人材の育成を推進するため、専門高等学校の教育内容等の見直しを進めます。

- ・農業系高等学校におけるGAP認証の取得と教育活動への展開
- ・工業系高等学校におけるIT人材の育成
- ・ビジネスを実地に学ぶ商業教育の改革
- ・産業高等学校における伝統工芸や匠の技を支える人材の育成
- ・「家庭・福祉高等学校（仮称）」の設置
- ・大島海洋国際高等学校における海洋教育の充実 等

▶ 中高一貫教育校の改善

計画的・継続的な6年間一貫教育を一層推し進めていくために、生徒同士が切磋琢磨する機会を設定するとともに、併設型中高一貫教育校の改善を進めます。あわせて、小学校学習指導要領の全面実施等を踏まえ、中学校段階の入学者決定の方法や内容等について改善を検討します。

▶ 定時制課程・通信制課程の改善

多様化する生徒や保護者のニーズに応え、入学を希望する生徒をより多く受け入れられるよう、「チャレンジスクール」等の新設や規模拡大を進めます。

また、通信制課程の学びのセーフティネットとしての機能を強化させるため、ICTの活用による学習環境の改善・充実を図るとともに、NPO等と連携して、日常生活の中でよりどころとなる居場所を提供します。

▶ 島しょ高等学校の改善

島外の生徒が、島しょ高等学校に進学することを可能とするため、島しょの各町村教育委員会及び各高等学校と連携して、生徒の受入体制の整備を進めます。

また、島しょ高等学校における教育活動の充実を図るため、ICT環境の更なる整備について検討します。

質の高い教育を支えるための環境整備を進めます

【施策の必要性】

質の高い教育を実現するため、組織的な学校経営の強化、教員の指導力の向上、教員の働き方改革、課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実など、様々な教育条件や支援体制を着実に整備する必要があります。

【主な施策展開】

▶ 組織的な学校経営の強化

全ての高等学校においてカリキュラム・マネジメントの確立に向けた取組を推進するとともに、グランドデザイン^{*56}を学校の特色として戦略的に広報していくため、効果的な魅力発信を進めます。

また、計画的で組織的な学校経営を確実に実現するため、校長、副校長、主幹教諭等のマネジメント能力の向上を図るとともに、「学校サポートチーム」との連携を強化することで、迅速かつ適切に生徒の問題に対応できる体制づくりを推進します。

さらに、地元商店街、企業、NPO等との連携や、区市町村教育委員会等との連携を通じて、地域に開かれた学校づくりを推進します。

▶ 教員の資質・能力の向上

生徒の個に応じた教育を推進するため、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出し、高等学校全体の指導力を高めます。

また、グローバル化の進展や大学入試改革等の社会の変化に対応できるよう、専門性の高い教員を育成するとともに、教員としての視野や幅を広げ、能力の伸長につなげていくため、公募制人事などを推進することにより、学校の組織力の向上に資する人材を育成します。

さらに、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図ります。

▶ 安全で環境に優しい施設整備

生徒の安全・安心を確保するとともに、地域社会の防災拠点としての期待に応えるため、高等学校の防災機能の一層の強化に取り組むとともに、ブロック塀等の安全対策を実施します。

▶ 就学機会の適正な確保

高等学校への進学を希望する意欲と熱意のある生徒の就学機会を確保するため、都立高等学校と私立高等学校の現有の教育資産を最大限に活用して生徒を受け入れるという中・長期的な視点に立った就学対策の考え方の下、引き続き適切な就学計画を策定します。

また、日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移等を踏まえ、適切な募集規模を検討するとともに、受検者に対して必要な配慮を引き続き行います。

さらに、在京外国人生徒等に対する日本語指導の充実を図り、高等学校への入学後も学校生活を支障なく送ることができるよう、必要な支援を行います。

▶ 社会の変化に対応した入学者選抜の改善

推薦に基づく選抜及び学力検査に基づく選抜について、目的に沿った選抜が実施できているか、適切に検証を行い、必要に応じて改善策を講じます。

また、入学者選抜において、中学校第3学年の全生徒を対象として、英語「話すこと」の評価を行うスピーキングテストを導入し、都立高等学校入学者選抜等に活用することを目指します。

さらに、高等学校入学後の進路変更の希望に応えるとともに、中途退学の未然防止を図るため、転学・編入学制度の活用と推進を図ります。

▶ 課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実

不登校や中途退学への対応について、高等学校の教職員が適切な役割分担の下、協力するとともに、関係機関と連携を図るなど、組織的な取組を推進します。

また、定時制課程の生徒が、高等学校入学後において人間関係を構築できるよう支援し、中途退学の未然防止等を図ります。

さらに、生徒が将来社会的に自立できるよう、就労等の進路決定に向けた支援や福祉的な支援を行うため、「自立支援チーム」を派遣するとともに、関係機関との連携を強化します。

加えて、不登校や中途退学などの課題を抱える生徒等に対して、よりどころとなる居場所を提供し、社会的な自立を促す環境づくりを進めるとともに、様々な悩みを抱える生徒に対して、SNSの活用など多様な相談窓口を用意し、問題の深刻化を未然に防止するための教育相談体制を強化します。

基本的な方針 9 これからの教育を担う優れた教員の育成

現状と課題

学校教育において、児童・生徒の教育に直接携わる教員の果たす役割は極めて重要であり、優秀な教員の確保・育成は、公立学校の重要な課題の一つです。

東京都においては、多くのベテラン教員が定年を迎える状況が続くことから、相対的に若手教員の占める割合が更に増加し、経験の浅い教員も重要な役割を担わなくてはならない状況が生じています。そのため、採用後すぐに教員としての職責を果たすことができるよう、採用前の養成段階と採用後の育成段階とを一体的な内容として、実践的な指導力など、教員として求められる力を確実に身に付けさせる必要があります。

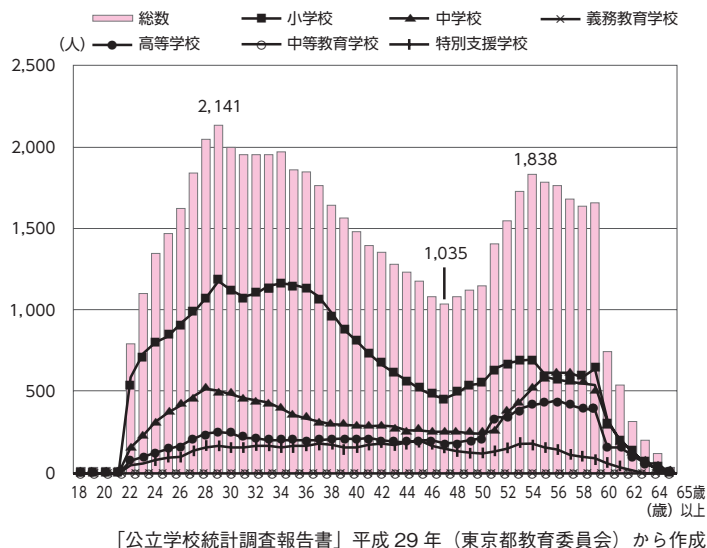
採用段階においては、全国的に採用者数が増加し、教員採用候補者選考受験者の獲得競争が激化する中、一定の応募者数を確保することで競争性を担保し、その中から教員として高い資質・能力を有する者を確実に選考・採用していく必要があります。採用後の育成段階においては、若手教員の増加などにより、学校全体の指導力の低下が懸念されており、教員一人一人の資質・能力の向上を図ることも重要な課題です。

また、教員には、グローバルに活躍できる人材や情報化社会を生き抜く人材を育成する高い専門性と指導力を身に付けさせるとともに、複雑化・多様化する学校を取り巻く課題に対し、学校が組織的に解決に当たることができるように、初任時（新規採用時）から組織人としての意識をもたせるなど、若手教員を確実に育成することが必要です。採用後3年間で、教員に求められる基礎的・基本的な資質・能力の育成を図るために、東京都教育委員会では、独自に「若手教員育成研修」を実施しています。本研修において、修了後に実施した受講者アンケートでは、研修の満足度・理解度ともに97%を超える結果でした。所属校の校長を対象にした評価も「研修成果あり」との回答が約90%となるなど、着実に成果が出ています。今後も、新たな教育課題に対応した研修内容へと常に改善していく必要があります。

さらに、教育管理職については、教育管理職選考の受験者を確保し、管理職として優れた資質・能力を有する優秀な人材を選考し、育成していくことが重要です。

そのため、個々の教員のキャリアに応じた育成を意図的に行うとともに、教員自らが採用から退職までのキャリアプランを策定し、必要な資質・能力を自発的に向上させていくことが求められています。

都内公立学校年齢別教員数（平成29年5月1日現在）



優れた教員志望者を養成・確保します

【施策の必要性】

毎年、多くのベテラン教員が退職していく中で、その指導経験やノウハウの継承が課題となっています。新規採用教員に対し、教育に対する熱意と使命感はもとより、豊かな人間性と組織の一員としての責任感・協調性、実践的な指導力や社会性等を育成するために、大学との連携を一層推進して、採用前からより実践的な指導力等を身に付けさせる必要があります。

また、東京都の教育に求められる教師像^{※57}にふさわしい人物を継続的に確保するため、東京都の教員の魅力を積極的に発信するとともに、選考内容・方法の改善に継続的に取り組む必要があります。

【主な施策展開】

▶ 養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成

東京都教育委員会では、平成28年度から設置している「東京都教員育成協議会^{※58}」において、教員の育成ビジョンを関係機関等と共有するとともに、教員の養成や採用、研修等の在り方についての協議を引き続き行います。

この協議を踏まえ、豊かな人間性と実践的な指導力を兼ね備えた人材を学生の段階から養成するため、教職課程を設置している大学や学校経営支援センター、区市町村教育委員会及び各学校などと連携し、実践的な指導力、社会の課題を的確に捉え解決する力、教員としての使命感等の資質・能力を育成します。

また、将来の学校教育の中核となり得る優秀な新人教員を確保するため、高度な教員養成機関である教職大学院との連携を充実させ、学生等が大学の学部段階では学ぶことができない実践的、専門的な知識・能力を身に付けるための支援をします。

▶ 優秀な教員志望者の確保

優秀な教員を確保するため、教員採用候補者選考における受験者数の確保及び質の向上に向けた取組を一層推進します。

受験者数の確保に向けた取組では、学生等に教職に対する興味を喚起し、志望へとつなげるため、東京都公立学校教員採用案内ホームページによる現職教員の声やPR動画の発信、参加者の満足度が高い「個別相談会」や「学校見学会」等を引き続き実施し、東京都で働く魅力や良さを積極的にPRします。

▶ 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（再掲）

高校生が教職の役割と仕事のやりがい、教育の社会的意義などについて早期に学び、意欲的に教職を進路選択の一つにできるよう、東京学芸大学と連携したキャリア教育を推進します。

教員一人一人のキャリアに応じた 資質・能力の向上を図ります

【施策の必要性】

学校組織を構成する教員個々の資質・能力を効果的、効率的に高め、教員の成長を学校全体の教育力向上につなげるためには、職層、経験に応じた研修の充実が必要です。また、産業構造が変化し、科学技術が進展する中で、将来、世界で活躍できる若者など、次代を担う人材を育成することのできる教員の育成が不可欠です。

そのためには、学校全体で個々の児童・生徒の課題を共有するとともに、教員が「プロ意識」をもって相互に切磋琢磨したり、自己研鑽したりしながら、指導力や教科等の専門性をより高め、成長していく組織風土を培うことが重要です。

一方、教員による体罰や不適切な指導が根絶しない状況にあることから、全ての職層において個々の児童・生徒の特性や課題に応じた指導力を身に付けさせ、体罰等を防止していくことが必要です。

【主な施策展開】

▶ 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実

東京都公立学校の若手教員に必要とされる基礎的な知識・技能の確実な定着と資質の向上を目指し、若手教員の系統的な育成を図り、教員としての使命感、幅広い知見、実践的指導力を身に付けることを目的とした研修を引き続き実施します。

また、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標^{※59}」や、学習指導要領の適正な実施に向けた様々な対応等を踏まえ、管理職等の職層に応じた研修や教員の経験年数に応じた研修、学校リーダーを養成する研修、教員の専門性を高める研修の充実を図ります。

さらに、産休・育休中などで研修の受講ができない教員の円滑な職場復帰や、島しょ地区の教員などの自己啓発を促すことを目的に、最新の教育情報や喫緊の教育課題と、その解決に向けた方策などの研修動画を配信します。加えて、研修受講者が研修の講義等を視聴できるよう、様々な研修動画を配信するとともに、研修の双方向型ライブ配信を実施します。

あわせて、インターネット上のサイト「マイ・キャリア・ノート^{※60}」の個人ページを活用し、一人一人の教員が様々な教育情報や自己の研修履歴等を確認できるようにすることで、教員生活全体を見通して資質・能力を高め、自らのキャリアを形成できるよう支援します。

▶ **新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上**

多様な教育課題へ対応し、指導力を向上するため、教員研修の充実を図ります。

特に中学校・高等学校等における外国語（英語）科等の指導力の質的向上を図るため、外国語（英語）科等の教員の海外派遣研修を実施します。また、今後のイマージョン教育の推進を担う教員の育成を視野に、外国語（英語）科以外で国際交流を担当する教員等を、派遣研修の対象に加え、海外派遣研修を充実します。あわせて、平成32（2020）年度からの小学校での英語教科化を円滑に推進するため、小学校全科教員の海外派遣研修を実施します。

さらに、プログラミング教育の必修化への対応やICTを活用した授業改善に向け、教員自らが情報技術に関わる理解を深めるなど、先進的な情報を収集し、技能を高めていくための研修を実施します。

▶ **特別支援教育を推進する教員の資質向上**

免許法認定通信教育の受講費用の補助や、免許法認定講習の定員の拡大等により、特別支援学校教諭免許状の取得を促進するとともに、異校種間の人事交流により、教員の専門性を高めます。

また、特別支援学校の指導教諭が実施する模範授業等に、小学校、中学校など他校種の教員も参加することで、都内公立学校全体における特別支援教育の専門性の向上を図ります。

さらに、特別支援学校と区市町村教育委員会との連携を強化し、授業研究等による計画的・継続的な支援により、特別支援学級における指導の充実を図ります。

▶ **「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進**

平成26年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一掃するための取組を徹底するとともに、体罰防止に向けた経験年数や職層に応じた体系的な研修や、体罰などの再発防止を目的とした研修を実施します。

また、実際の指導事例を映像化した資料を「サービス事故防止月間」等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた教員の認識を深める取組を推進します。

あわせて、体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問や「部活動指導員」、外部指導者を対象とする指導者講習会を開催するとともに、優れた指導を実践した顧問等を表彰します。

教育者としての高い見識をもち、 広い視野で学校経営ができる管理職を育成します

【施策の必要性】

教育管理職選考受験資格を有しない若手教員の学校経営への参画意欲が高まっている一方で、依然として選考受験者数が低迷している状況があります。

意欲のある若手教員には、教育管理職に必要な「学校経営力」、「外部折衝力」、「人材育成力」、「教育者としての高い見識」を身に付けさせるため、早期から様々な校務分掌を担当させることにより学校経営への参画経験を積ませ、次代を担う管理職の候補者として育成する必要があります。

また、職務と家庭生活を両立できるよう支援するとともに、校務改善を進めることにより、教育活動の充実及び教員の資質・能力の向上を図ることが重要です。

【主な施策展開】

▶ 学校のリーダーを育成するための支援の充実

各地区で中核となって活躍する教育管理職を計画的に育成するため、若手及び中堅の教員を対象とした学校マネジメント能力を育成するための研修の充実を図ります。

また、副校長に集中する業務の負担を軽減し、学校経営や人材育成等の本来業務に集中できる環境を整備するため、副校長業務を直接支援する非常勤職員を配置するモデル事業を平成29年度から実施し、効果検証を行っています。こうした取組により、教育管理職の「職」の魅力を高め、管理職選考受験につなげます。

▶ 教育管理職登用の推進

教育管理職等への登用を促進するため、育児・子育て時期における教員が宿泊を伴う研修を受講する場合に、託児サービスを提供するなど、学校リーダーとなる研修の受講支援を行います。

また、教職員向け事業所内保育の試行的な実施に向けて、環境を整備します。

さらに、人事異動面での配慮を行うほか、キャリア形成を意識したジョブローテーションを推進します。

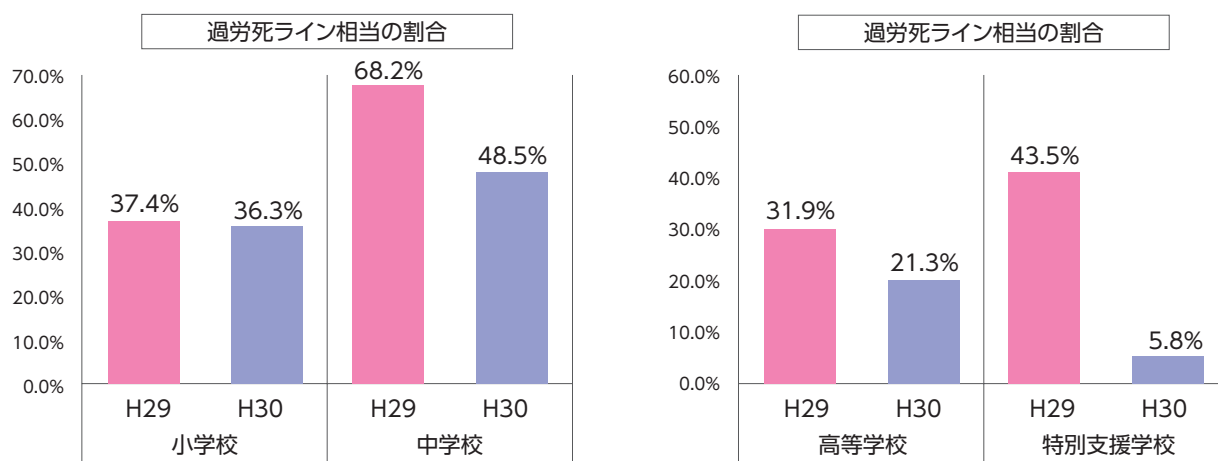
基本的な方針 10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」

現状と課題

学校は保護者が安心・信頼して児童・生徒を託す場となるよう、質の高い教育を提供する責務があります。

その教育の質を左右する教員の働き方について実態を把握するため、東京都教育委員会は平成29年6月、「東京都公立学校教員勤務実態調査」を実施しました。その結果、週当たりの在校時間が60時間を超える、いわゆる「過労死ライン」相当にある教員が多数存在するなど、長時間労働の実態が明らかとなりました。長時間労働は、教員の健康を害するとともに、教育の質を低下させることも懸念されることから、こうした教員の勤務状況を早急に改善する必要があります。

教員（主幹教諭・指導教諭・主任教諭を含む。）の1週間当たりの在校時間の状況



東京都教育委員会「学校における働き方改革の成果と今後の展開」（平成31年2月）から一部抜粋

このため東京都教育委員会は、平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、まずは「過労死ライン」相当の教員をゼロにすることを当面の目標として、総合的に対策を講じたことで、在校時間と過労死ライン相当の割合が全ての校種で減少するなど、一定の効果が表れてきました。

学校における働き方改革については、この間、国においても議論が重ねられ、平成31年1月、中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（以下「答申」という。）が答申されました。

また、この答申を踏まえ、文部科学省から、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が通知されました。

今後、東京都教育委員会は、答申及びガイドラインの趣旨・内容等を踏まえ、都立学校における「働き方改革」の一層の推進と、区市町村教育委員会による小学校・中学校での取組の支援・促進に向け、多様な取組を総合的に講じていくなどして、改革を一層加速させていく必要があります。

教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します

【施策の必要性】

学校を取り巻く課題が複雑化・多様化し、教員に求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の趣旨の実現など、学校教育の更なる充実が求められており、教員の長時間労働の実態は看過できない状況となっています。このことは児童・生徒の学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。

このような状況を打破するためには、業務改善やICT化の推進、学校を支える人員体制の確保などの多様な取組を複合的に実施することが必要です。教員の負担軽減を図ることは、教員の長時間労働の改善はもとより、教員の職の魅力を高めることにもつながるなど、教育の質の向上という点において大変重要です。

【主な施策展開】

▶ 学校を支える人員体制の確保

組織的な学校経営を一層推進していくため、豊富な知識と経験を有する教員OB等を積極的に活用したワークシェアリングにより、負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減するとともに、教員が定年退職後も継続的に働く意欲を醸成するためのPR活動を展開します。

また、小学校の英語が教科となることに対応するため、英語の専科指導教員の配置など、指導体制を整備します。

さらに、教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、授業準備をサポートする人材を配置するとともに、副校長を直接補佐する非常勤職員を任用し、業務負担を軽減するモデル事業の効果検証を通して、副校長がその職責を十分に果たすことができる体制を整備していきます。

加えてスクールカウンセラー等の専門スタッフの活用を促進するなど、「チーム学校」としての体制を構築します。

▶ 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

小学校・中学校における在校時間の客観的な把握を促進するため、ICカードシステム等の導入を行う区市町村教育委員会を支援し、教育管理職を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう意識改革を推進します。

▶ 教員業務の見直しと業務改善の推進

教員の専門性が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについては、役割分担の見直しやICT化の推進などに取り組み、教員の負担を軽減します。

また、学校における業務のうち、特に調査や依頼等への対応についての負担感が強いことが指摘されていることから、その精査や縮減を図ります。

▶ 部活動の負担の軽減

中学校や高等学校において部活動指導が教員の長時間労働の一因となっている現状から、国が定めるガイドラインも参考に、東京都教育委員会として策定した方針に基づき、活動時間の見直しや休養日の設定を進めるとともに、「部活動指導員」をはじめとする外部指導者の活用を促進します。

多角的に学校を支援する新たな体制を構築します

【施策の必要性】

学習指導要領の改訂や社会的な要請に基づく教育課題の増加などにより、様々な対応が学校教育に求められています。これらの期待に応えていくためには、地域人材、豊かな知識や経験を有する高齢者、専門性を備えたスタッフ、教員OBなど、多様な外部・専門人材を、学校を支える人員体制として確保することが必要です。こうした人材の量的な拡大に伴い、学校ではその確保に係る負担が大きくなっていることに加え、外部・専門人材に児童・生徒に対する理解を深めてもらうことなど、学校ならではの資質・能力の向上も重要な課題となっています。

また、国際交流等を進めるためには、新たな交流先の開拓や交流手法についての調整などを、各学校が外国の機関と行うなど教員の専門外の事項への対応も必要となっており、その負担が一層増加しています。

教員の負担軽減と教育の質の向上の両立を図っていくためには、これまでにない方策も含めた多面的アプローチが必要です。

【主な施策展開】

▶ 学校を支援する新財団の設立

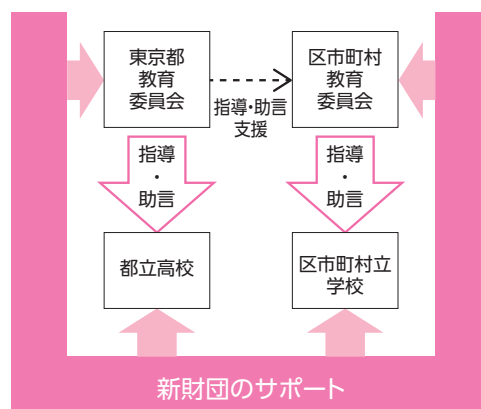
学校をきめ細かくサポートする全国初の多角的支援組織として、新たに財団法人を設立します。

新財団においては、

- ① 学校が必要とする人材を開拓・紹介する「人材バンク」を設置し、学校を支えるために必要な研修を行うなど多様な人材を確保する機能
- ② 国際交流に必要な高度な交渉等の代行や、教員の懸案事項を専門家に相談できる窓口の設置など教員をサポートする機能
- ③ 学校事務を効率化し、事務職員による教員の支援などを推進する機能

の三つの機能を柱として展開し、学校の実情を踏まえた継続的できめ細かい支援を実施します。

新財団のサポート（イメージ）



基本的な方針 11 質の高い教育を支える環境の整備

現状と課題

東京都における精神疾患による教員の休職者数は、平成20年度をピークに高止まりしており、他道府県と比較して、依然高い発生率で推移しています。精神的不調は、本人も周囲も早い段階では気づきにくく、自分で不調を自覚しないと相談や受診につながりにくい傾向があります。このため、受診した直後に病気休暇等に入ったり、症状を悪化させてしまったりすることが少なからず見受けられます。

今後も管理職も含めた教員に対する「早期自覚」、「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルヘルス対策の充実を図る必要があります。

また、学校施設の整備は、信頼して児童・生徒を託す場となるためには不可欠です。

これまで、学校は、地震に備えて校舎等の耐震化を進めるとともに、非構造部材の耐震化も進め、学校の防災機能を強化してきました。

さらに、ここ数年、東京都では、気温30度を超える日数が年間50日を超え、平成30年度は80日になるなど、記録的な猛暑が続いています。このような状況を受け、これまでも、夏季の暑さ対策として、普通教室や、防音性が求められる音楽室、図書室などの特別教室を中心に空調設備を整備してきました。しかし、近年の東京都の記録的な猛暑により、空調設備が整備されていない特別教室や体育館などで、夏季の学習活動中に児童・生徒が熱中症により健康に支障を来す事例も生じてきました。

加えて、東京都において毎年のように大雨や大雪などの自然災害が発生している現状を踏まえると、児童・生徒の安全確保はもとより、地域住民の避難所にもなる学校施設の環境整備については、早急な対応が必要です。

東京都における真夏日、猛暑日の日数

	真夏日	猛暑日	計
	(30度以上)	(35度以上)	
平成24年	66日	6日	72日
平成25年	58日	12日	70日
平成26年	45日	5日	50日
平成27年	47日	11日	58日
平成28年	57日	3日	60日
平成29年	51日	2日	53日
平成30年	68日	12日	80日

気象庁調べ

東京都における主な自然災害（地震、風水害）平成20年から

21.8.11	駿河湾を震源とする地震	軽傷1名
23.3.11	東日本大震災	東京で震度5強、死者7名、負傷者117名、全壊17件、半壊195件
26.5.5	伊豆大島近海を震源とする地震	千代田区で震度5弱、軽傷3名
27.5.30	小笠原諸島西方沖を震源とする地震	小笠原村で震度5強、軽傷3名
27.9.12	東京湾を震源とする地震	調布市で震度5弱、重傷1名、軽傷5名
20.7.8	短時間集中豪雨	死者1名
20.8.5	集中豪雨	死者5名、床上浸水86他
20.8.28～30	大雨	全壊1、一部損壊4他
21.8.9～10	大雨	軽傷5名、床上浸水61他
21.10.8	台風第18号	軽傷4名、全壊1、一部損壊20他
22.7.5	大雨	行方不明2名、床上浸水381、床下浸水401
22.12.3	大雨	死者1名、負傷者1名、床上浸水14、床下浸水14
23.8.26	大雨	床上浸水174、床下浸水153
23.9.21	台風第15号	負傷者11名、全壊1、半壊5、床下浸水1
24.2.29	大雪	重傷1名
24.4.3	大雨	軽傷5名、一部破損14
24.6.19	台風第4号	軽傷4名、一部破損9
24.9.30	台風第17号	軽傷1名、一部破損7
25.10.15	台風第26号	死者37名、行方不明3名（大島町、町田市）
26.2.8	大雪及び大雨	重傷5名、軽傷61名
26.2.14	大雪及び大雨	重傷6名、軽傷50名
27.9.8～11	関東・東北豪雨	軽傷1名、床上浸水8、床下浸水14
28.8.21～22	台風第9号	軽傷2名、床上浸水55、床下浸水89
28.9.20	大雨	軽傷1名
29.10.22	台風第21号	軽傷1名、床上浸水7、床下浸水15（29.10.31現在）

「東京都防災ガイドブック」から作成

教員一人一人の健康保持の実現を図ります

【施策の必要性】

学校教育を推進していくためには、教員一人一人が心身ともに健康であることが大前提です。

平成26年には労働安全衛生法の一部を改正する法律が公布され、翌27年には改正「労働安全衛生法」に基づく「ストレスチェック制度^{*61}」に関する厚生労働省令が出されました。

また、平成30年7月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これに伴う改正後の「労働安全衛生法」が、平成31年4月1日に施行されます。

これらの制度改正は、社会の情勢や働く環境が変化する中で、労働者が様々なストレスを感じ続けることで精神的な負担が次第に大きくなってきたことに対応したものであり、教員も対象となっています。

メンタルヘルス不調を未然に防止し、こころの健康の保持・増進を図っていくためには、日頃からこころの健康について、教員自身が関心をもつことが何より重要です。しかし、メンタルヘルス不調は、潜在的なストレスにより発生し、徐々に進行するため、本人も気づきにくいことが特徴です。

また、教員のこころの健康問題は、児童・生徒に与える影響も大きいいため、周囲の適切な対応も必要です。

このため、心身ともに健康な教員、ストレス等によりこころの不調が出始めている教員、そして既にメンタルヘルス不調に陥ってしまった教員など、その状態に応じたメンタルヘルス対策を推進する必要があります。さらに、メンタルヘルス対策を効果的に推進するためには、教員一人一人の意識に加え、管理監督者も積極的に関与し、常に職場環境や教員の状況を的確に把握して、予防に関わる取組を、継続的かつ計画的に実施していくことが重要です。

【主な施策展開】

▶ 教員のメンタルヘルス対策等の取組の推進

教員のこころの健康の保持・増進を図るため、一次予防として、教員自らがストレスに気づき、早期に対処できるよう、メンタルヘルスに関する教育・啓発を行います。環境の変化が大きく、心理的に負担が掛かる機会の多い新規採用教員を対象とした個別のカウンセリングや新任副校長を対象としたラインケアやセルフケアを学ぶ研修、個々の教員の特性に応じたストレスチェック等を実施し、「早期自覚」、「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルヘルス対策の充実を図ります。

また、二次予防として、教員がこころの健康問題等について、精神科医師や臨床心理士など専門スタッフにいつでも安心して相談ができる環境の整備を行います。

三次予防として、精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰及び再休職の防止を図るため、長期の休職者に向けては、引き続き、所属学校における職場復帰訓練を実施するとともに、短期の休職者に対しては、復職に向けた支援に取り組みます。

加えて、「労働安全衛生法」の改正により、産業医・産業保健機能が強化されることを踏まえ、都立学校産業医による長時間労働者への面接指導制度を拡充するとともに、教員一人一人の健康状態を的確に把握するため、小学校・中学校において適切に労働安全衛生管理体制を整備するよう働き掛け、公立学校におけるメンタルヘルス対策を含む労働安全衛生に係る対策の充実を図ります。

質の高い学校教育を支える施設・設備等を 整備します

【施策の必要性】

都立学校においては、阪神・淡路大震災を契機とし、計画的に校舎等の耐震補強や改築を推進してきた結果、平成22年度末までに全ての都立学校の耐震化が完了しました。また、区市町村立学校においては、平成30年4月1日現在、耐震化率は99.9%となっています。

発災時において、学校施設が児童・生徒の安全を確保する場となるだけでなく、避難所として必要な機能が発揮できるよう、引き続き、非構造部材の耐震化など、都立学校及び小学校・中学校における震災対策を推進していく必要があります。

また、都立学校及び小学校・中学校において、夏季における良好な教育環境を確保するため、学校施設における空調設備の整備を進めていくことが必要です。

さらには、「よく分かる授業」を実現するため、全都立学校に導入したICT機器を効果的に活用した「主体的・対話的で深い学び」の授業により、思考力・判断力・表現力等を伸長できるようにすることが重要です。加えて、教員の働き方改革の観点からも、ICT機器の活用により校務情報の一元化を図るなど、業務の効率化を図るための仕組みを構築していかなければなりません。

【主な施策展開】

▶ 学校施設の耐震化の推進

地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、都内公立学校における天井材、照明器具、外壁等の非構造部材を含む施設の耐震化を推進します。

▶ ブロック塀等の安全対策の推進

地震発生時に倒壊の恐れのあるブロック塀等について、撤去・新設を中心とした安全対策工事を実施します。

▶ 国産木材の利用の促進

都立学校の内装や備品等に国産木材を積極的に利用するとともに、小学校・中学校の施設改修や整備等における国産木材の活用を支援します。

▶ 空調設備の整備の促進

猛暑における児童・生徒の安全な教育環境を確保し、併せて災害時における避難施設としての良好な環境も確保するため、小学校・中学校における特別教室の空調設置工事や、体育館等のリースも含む空調設備の整備について支援します。また、都立高等学校においても、これまで推進してきた特別教室に加え、体育館等における空調設備の整備に取り組みます。

▶ トイレ整備の推進

小学校・中学校において、児童・生徒にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害時における地域の避難所としての機能を向上させるため、トイレ改修(洋式化等)及び災害用トイレ整備について支援します。

また、都立学校についても、児童・生徒が安心して学校生活を過ごすことができる環境を確保するため、洋式トイレの整備を推進します。

▶ 環境に配慮した整備の推進

再生可能エネルギーの積極的な活用により環境負荷を軽減し、さらには発災時におけるエネルギー供給の確保に資するため、改築や大規模改修工事を行う際、校舎屋上に太陽光発電設備を整備します。

また、照明によるエネルギー消費量を削減するため、改築や大規模改修工事の際、照明設備は原則としてLED照明とするなど、照明の整備も順次進めます。

▶ ICT環境整備の更なる推進

児童・生徒の学習の意欲や関心を高め学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成するため、更なるICT環境の充実を図ります。

小学校・中学校におけるICT機器の活用及び効果について実証研究を行い、都内全区市町村立学校に展開可能なICT教育環境整備モデルを提案し、区市町村のICT環境整備を促進します。

また、高等学校において、AIやビッグデータ等のICT技術により、学校教育の課題解決を図ることを目指した「都立学校スマートスクール構想」の実現に向け、BYOD^{※62}の実証研究を行います。

さらに、特別支援学校においては、個に応じた学習を可能とするため、障害の種別や程度に応じたアプリケーションの活用促進など、更なるICT環境の充実を図ります。

▶ 安全対策のための防犯カメラの整備

学校内への不審者侵入の抑止、初期対応など学校内の安全確保の取組を推進するため、小学校・中学校の校門等への防犯カメラの設置・更新について支援します。

第3章

学校、家庭、地域、社会が相互に連携・協力して子供を育てる

基本的な方針 12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

現状と課題

東京都の調査では、「家庭の教育力、地域の教育力」が低下しているか、という問いに、「そう思う」、「ある程度そう思う」と回答した都民の割合は、いずれも約90%となっています。

家庭や地域の教育力が低下することで、学校が様々な課題を抱え込まざるを得なくなり、過剰とも言える役割が学校に求められるようになっていきます。社会がますます複雑化・多様化し、子供を取り巻く環境も大きく変化する中、これからの教育は、これまで以上に学校と家庭、地域・社会との連携・協力の下で進めていくことが不可欠となっています。

平成27年度に実施した国の調査によると、地域住民が学校を支援する効果として、約70%の学校が、「教員が授業や生徒指導などにより力を注ぐことができた」と回答し、また、子供たちが地域住民と交流する効果として、「様々な体験や経験の場が増え、学力の向上につながった」と回答しました。

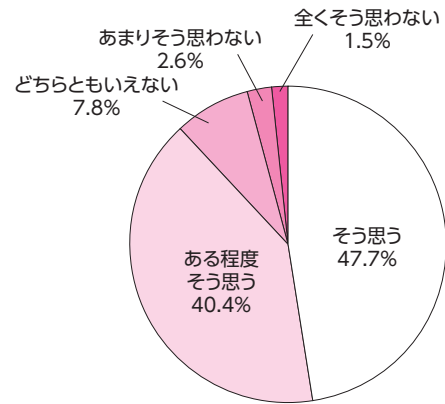
一方、同調査で、地域住民が学校を支援する効果として、約80%の地域コーディネーター等が、「地域住民の生きがいがづくりにつながった」と回答しました。

この調査結果から、学校と家庭、地域・社会とが連携・協働することで、学校教育に質的な向上をもたらすとともに、地域にとっても活性化や住民の生きがいがづくりにつながるなど、双方にとって大きな効果のあることが明らかになりました。

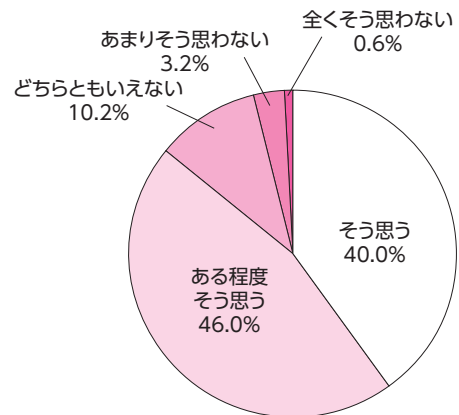
これまで東京都教育委員会では、地域・社会のつながりや支え合いによる教育力の向上や、学校が抱える複雑化・困難化した課題の解決を目指して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく「地域学校協働活動^{※63}」を推進してきました。

今後は、都民の約4人に1人が65歳以上の高齢者となることから、学校と家庭、地域・社会とがより相互の連携を深めるための仕組みを構築するとともに、地域の「元気高齢者^{※64}」等の積極的な活用を図るなどして、「社会総がかり」で子供たちの健やかな成長を支援していくことが重要です。

「家庭の教育力」が、世の中全般に低下していると思いますか。



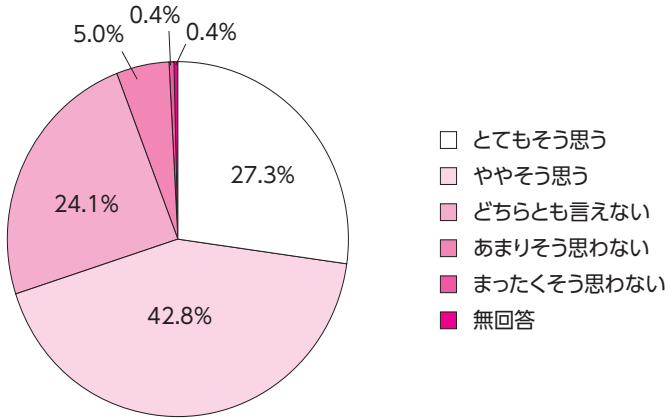
「地域の教育力」が、世の中全般に低下していると思いますか。



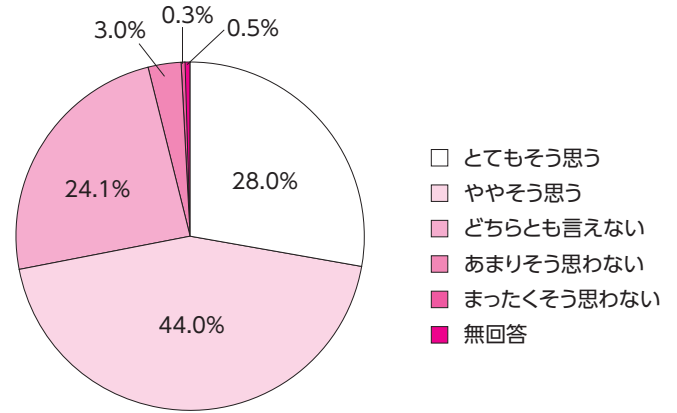
「インターネット都政モニターアンケート」
平成26年（東京都）

■ 学校として感じている「地域学校協働活動」による効果 (N = 949)

「地域住民が学校を支援することにより、教員が授業や生徒指導などにより力を注ぐことができた」

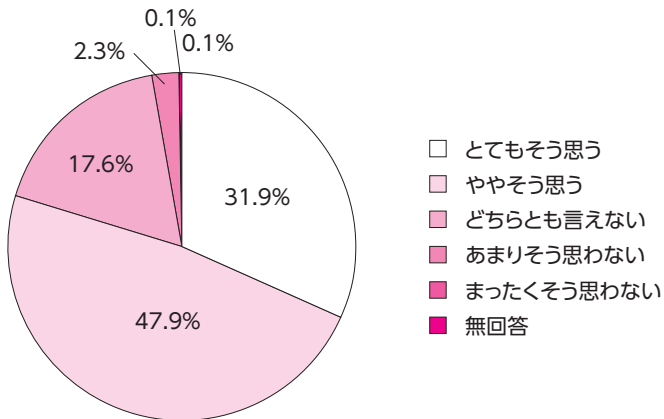


「子供たちが地域住民と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、学力の向上につながった」



■ 地域コーディネーターとして感じている「地域学校協働活動」による効果 (N=799)

「地域住民の生きがいがづくりや自己実現につながった」



「地域学校協働活動の実施状況アンケート調査」
平成 27 年度 (文部科学省・国立教育政策研究所)

施策展開の
方向性

29

**学校と家庭、地域・社会が一体となり、
子供を見守り、育てる教育活動を推進します****【施策の必要性】**

子供たちの基本的な生活習慣、豊かな心、倫理観、社会的なマナー等の基盤を育むためには、学校と家庭とが子育てや教育について理解を深め合い、一体となって取組を進めていくことが重要です。

また、児童・生徒を取り巻く環境の変化や、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、児童・生徒が健全に成長していくための環境づくりが必要です。特に東京都は都市化が進み、地縁が希薄になる中で、社会全体で子供を見守り、健全育成を推進するためには、学校や地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子育てや教育に取り組む体制を確立することが重要です。

特に、地域・社会においては、学校の様々な教育活動を支援するとともに、児童・生徒が安全に過ごすことができる場、異年齢の友達や異世代の人々と関わり、体験活動や交流活動を行う場、児童・生徒の学びを支援する場などを確保することが特に必要です。

【主な施策展開】**▶ 学校と家庭との連携を図る取組の充実（再掲）**

児童・生徒の基本的な生活習慣、他人への思いやりなどの豊かな心、善悪の判断などの倫理観、社会的なマナー等の社会生活を送る上で基盤となる力を育むため、学校と家庭とが教育について理解を深め合いながら、連携した取組を進めます。

また、児童・生徒が抱える様々な課題への対応や、保護者の子育てに対する不安や悩みの相談に応じる「家庭と子供の支援員」を配置します。

▶ 「放課後子供教室^{※65}」における活動の推進

平成30年9月に策定した国の「新・放課後子ども総合プラン^{※66}」に基づき、「放課後子供教室」と「学童クラブ^{※67}」との一体的な実施を推進し、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図る区市町村を支援します。

▶ 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲）

放課後の子供たちの安全で安心な居場所の充実、元気高齢者の社会参加の促進及び統括コーディネーターの配置拡大の三つの事業を横断的に「Tokyo スクール・コミュニティ・プロジェクト」として展開することで、持続可能な地域づくりの拠点としての学校の機能を高めるとともに、地域の高齢者など多様な地域人材を積極的に活用した放課後や休日の魅力的で多彩な学びを児童・生徒に提供します。

また、地域コーディネーター等を対象とした研修を実施するとともに、先進的な活動事例の収集と情報提供を行うなどして区市町村教育委員会を支援します。

さらに、中学生等の学習習慣の確立や学力の定着を図ることを目的とする「地域未来塾」などの取組を支援し、児童・生徒の学習機会を充実します。さらに、中学生を対象に進学を目的とする放課後等の学習を支援します。

高等学校においては、義務教育段階の学力の定着が十分ではない生徒に対し、外部人材等を活用した放課後等の学習を支援します。

地域・社会の教育資源を活用し、 子供を支え伸ばす教育活動を推進します

【施策の必要性】

社会全体で学校教育を支援し、質の高い教育を提供できるようにするため、地域等の外部人材を積極的に活用した教育を推進することが必要です。

また、児童・生徒の健全育成を推進するために、学校や地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制を構築することが重要です。

【主な施策展開】

▶ 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会^{*68}」の取組の充実

児童・生徒の社会的・職業的な自立に向けた意識を向上していくため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組を充実させ、企業・大学・NPO等が有する教育力を教育活動へ導入・活用します。

▶ 「地域学校協働活動」の推進

学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協働し、地域全体で児童・生徒の教育を支えるため、「地域学校協働本部」の設置を推進します。そのため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」と連携し、地域コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供を充実します。また、学校敷地内への活動拠点の設置など教育支援の人材として参加しやすい環境づくりを通じ、「元気高齢者」をはじめとした地域人材の確保が促進されるよう、区市町村を支援します。

▶ 地域と共にある学校づくりの推進

高等学校では、地域の商店街、企業等とのネットワークを整備するため、「地域学校協働本部」と連携・協働する取組を充実することで、地域に貢献し、地域から信頼される学校づくりを推進します。

また、高等学校と区市町村教育委員会との連携をより強化し、地域の小学校・中学校と連携・協働した教育活動に取り組めます。

関連する 施策展開

- ・幅広い年代の都民の学習機会を充実するため、社会教育施設の利用者への適切なサービスを提供します
- ・文化財に対する保護の必要性や重要性を広く都民に周知します

【社会教育の振興】

▶ 都立図書館におけるサービスの充実

オリンピック・パラリンピックの関連情報の多面的な展開や次世代を育成する学校教育への支援、都政における施策推進への支援、誰もが快適に利用できる図書館環境の構築など都立図書館のサービスを一層充実します。

▶ 子供の読書活動の推進

平成27年2月に策定した「第三次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、不読率^{*69}の更なる改善、読書の質の向上及び読書環境の整備に向けた取組を行います。

▶ 体験活動の充実

「東京スポーツ文化館」（区部ユース・プラザ）及び「高尾の森わくわくビレッジ」（多摩地域ユース・プラザ）において、各施設の利用サービスの提供、それぞれの施設の特徴を生かしたユース・スクエア事業、社会教育事業や文化・スポーツ教室を実施し、広く都民に文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場を提供します。

【文化財の保護】

▶ 適切な文化財の保護施策の実施

区市町村教育委員会や文化財の所有者、都民等の協力を得て、文化財保護の取組をより一層充実するとともに、文化財の公開・活用を図ることにより、文化財の保護に向けた都民の意識啓発に努めます。